



## 敗戦と公文書廃棄

— 植民地・占領地における実態 —

加藤 聖 文

はじめに

日本の敗戦時に各行政機関および軍関係機関が所蔵していた公文書類の多くは、焼却処分などによって失われたと一般的には考えられている。こうした公文書廃棄の実態については、関係者による回想などに依拠する点が多いが、それらは具体的な記述というよりも曖昧な記述でしか触れられていない。また、研究者においてもこの点は無批判的に受け入れる傾向があり、「敗戦」公文書の大規模かつ徹底的な廃棄」といった図式が定着しているかに見られる。

公文書廃棄に関しては、一九四五年八月一四日の閣議によって機密文書の廃棄が決定され、これに基づいて各官庁では組織的かつ大規模な文書焼却が行われた。特に陸海軍では同日中に陸軍大臣の命令によって高級副官名で全陸軍部隊に対し「各部隊の保有する機秘密書類は速かに焼却」<sup>(1)</sup>することを指令し、末端部隊に至るまで徹底した文書焼却が行われた。

軍関係で具体的な焼却対象および焼却方法が明らかとなっているのは憲兵隊である。憲兵隊では一四日に憲兵司令部本部長名で「状況上大量の書類を急速に焼却する為には特殊の着意を要す、防空壕等内に於て火力による自然的通風を利用し逐次投入するを早きとす、揮発油等をかけ焼却するは早きに以て遅し非常万一の場合には英断を以て連名簿、兵籍等のみを残し一切の書類を焼却するを要す焼却の時期は各級指揮官の独断と英断を必要とすることに着意するを要す 機秘密書類暗号は規則並に焼却教育せし処に従ひ実施し遺憾なきを期せられ度依命 尚海岸に近き部隊等に於ては奥地に秘匿格納し迅速に焼却する準備態勢を急速に実施せらるる外本電内容趣旨を勘案し万一の準備に万全を期せられ度為念」(憲電第一二〇五号)と具体的な焼却方法を指令し、続いて同日中に「武装解除を予期する書類焼却に関しては八月十四日憲電第一二〇五号の通りなるも敵手に渡り害あるもの例へば外事防諜思想治安等の関係文書国力判断可能の諸資料並に秘密歴史(二、二六号)等は成る可く速に焼却するを要す 又暗号書、憲兵隊職員の兵籍職員表未処理の經理及庶務関係書類等是用済み迄残置せられ度特に将来に亘り保存を可とするもの(例へば左翼要注意者連名簿等)は巧妙に他に移しおくを一案とす」(憲秘総第二六一号)と焼却対象となるべき具体的な文書を伝えていた。さらに、敗戦後の二〇日には、机・抽斗の奥に付着したもの、焼却場の焼け残り、私物に綴じ込まれたものの、私宅にある書類・手紙類などに至るまで全てを対象とした検査によって「一片の残紙」も残さないように焼却の徹底が図られた。<sup>(2)</sup>

焼却対象となったのは、「外事防諜思想治安等の関係文書」・「国力判断可能の諸資料」・「秘密歴史」といったものが第一であり、「暗号書」・「兵籍職員表」・「未処理の經理及庶務関係書類」は用済みとなるまで保管、また意外なことに「左翼要注意者連名簿」などは今後も利用価値が高いと判断されて焼却ではなく秘匿対象となっていたが、このようなことから実際に行われた文書廃棄が一般に考えられているほど単純なものではなかったことが窺える。

この他、行政官庁においても地方役場に至るまで兵事関係文書の廃棄が行われたとされる。<sup>(3)</sup>しかし、公文書廃棄に  
関しては、その廃棄対象が軍事・警察関係が中心であり、すべての公文書が廃棄対象とされたわけではなかった。

また、本稿で述べる植民地および占領地における公文書廃棄は戦場となった例を除けば限定的なものであり、廃棄  
に関する一次史料と台湾と韓国に現存する旧総督府文書から考察すると、実際にはかなりの数の公文書が残されてい  
たと考えるべきである。つまり、政府によって廃棄対象となった公文書はほとんどが「機密文書」としか記録上現れ  
ていないのであって、われわれは具体的に何が廃棄対象となったのか明確に把握しないまま、敗戦時の公文書廃棄を  
理解しているにすぎないのである。

このような現状から、本稿では敗戦時に大がかりな公文書廃棄が行われたと見られていた植民地および占領地にお  
ける実態を対象とし、公文書が廃棄された一方でどのような公文書が残されたのかについて、北平総領事館での文書  
接収および台湾総督府と朝鮮総督府の残存文書を例として取り上げ、敗戦時の公文書廃棄の実態を明らかにする。さ  
らに、その過程のなかで近代日本の官僚組織にとって公文書の廃棄とはいったいかなる意味を持つものなのかにつ  
いても触れてゆきたい。<sup>(4)</sup>

また、本稿は公文書廃棄の実態を明らかにするだけではない重要な課題を持っている。

近年、旧植民地・占領地における史料発掘が飛躍的に進歩するなかで、これらの地域に残されている史料がどのよ  
うなものなのかはかなりの程度明らかになっている。例えば、井村哲郎編「1940年代の東アジア…文献解題」  
(アジア経済研究所、一九九七年)などは朝鮮・台湾・中国東北に現存する文書を詳細に明らかにしている点で現在  
の研究における一つの到達点であり、韓国・台湾でも現地研究者による各総督府文書についての研究成果も発表され  
ている。<sup>(5)</sup>

しかし、現状においては依然として各地域に所蔵されている史料の情報交換が中心であり、そこにある史料自体の性格を深く分析した研究はほとんど見当たらない。唯一、槍山幸夫による台湾総督府文書研究が総督府文書の構造と問題点にまで踏み込んだものとして挙げられるのみである。よって、今後は「どこにどんな史料がある」といった情報ではなく、「そこに残された史料は本来どのような性格を持ったものであり、戦後にどのような形で残されたのか」といった史料そのものの構造をより深く分析した研究が求められてゆくべきであり、こうした研究は植民地・占領地関係史料に止まらず近現代史料全体に必要であると筆者は考えている。

以上の課題を踏まえて本稿では、どのような文書がどういった形で廃棄または残されたのかをまず明らかにすることと今後の植民地・占領地関係史料を含めた近現代史料の構造的解明を進めるための第一歩となることを目的とする。

#### 一 中国占領地における文書廃棄と国民政府の接收

一九四五年八月一四日、閣議においてポツダム宣言の受諾とあわせて機密文書の廃棄が決定された。大東亜省ではこれに基づいて同日付で中国・満洲・東南アジア地域の出先公館に対し、「機密文書、電信符号、暗号機械ハ状況ニ依リ遲滞ナク毀却ス」との訓令を発し、これに基づいて在外公館での機密文書の廃棄が始まることになった。<sup>6)</sup>

この指令の主な宛先は中国にある大使館・総領事館・領事館であったが、廃棄が始まる一方で翌日以降からは中国国民政府による日本側諸機関の接收も始まろうとしていた。

まず、国民政府は谷正之駐華大使に対して接收に関する備忘録を通告(日時不明)し、谷大使は三〇日に本省およ

び在華各領事館へ備忘録の内容を伝えた。備忘録は「行政組織及日軍ノ扶植セル偽組織ハ直ニ当該組織既有人名財産名簿公文書証書土地建物器具印信ハ総テ目錄ヲ作成シ且人員ヲ指定シテ責任ヲ以テ接收ヲ俟ツヘシ」といった内容であり、これに基づき各領事館では国民政府への引継準備に取り掛かった。<sup>(8)</sup>

ただし、国民政府による日本側機関の接收の遅れにより、文書の廃棄は中止されたわけではなく、九月八日には、警察機関の引揚に際して、谷大使が在華各大使館事務所長へ「文書簿冊（警察用電信略号ヲ含ム）等ハ本使発大臣宛電報第四四号ノ趣旨ニ則リ処分スルコト」と伝えており（大臣宛電報第四四号の内容及び發送日時は不明）、依然として文書廃棄は継続されていた。<sup>(9)</sup>

このように国民政府の接收が大幅に遅れていたため、多くの公文書は廃棄されたと見られても不思議ではないが、実際にはかなりの分量の文書が中国側へ引き渡されていた。その端的な例として、北平総領事館の事例を挙げてみよう。

北平総領事館は、国民政府が南京を首都とし（これによって北京が北平と改称される）、一九二九年六月に日本が国民政府を承認したことによって南京に大使館が移されるまでは大使館としての機能を果たしていた。こうした事情から北平総領事館には、他の領事館や南京の日本大使館以上に清国時代から昭和期にかけての多くの文書を保管していた。

なお、首都移転にともなつて大使館機能も移動し、文書もまたそれに付随すると考えるのが一般的であるが、後述する引継文書の目録から、移転前の文書は多くがそのまま残されていたことが明らかとなった。また、海外にある大使館が所蔵する文書は実際には何があつたのかについてはほとんど知られていないが、この目録は大使館保管文書とはいかなるものだったのかも同時に明らかにしている点で注目すべき史料でもある。<sup>(10)</sup>

北平総領事館は、敗戦からすでに二ヶ月近くも経った一〇月九日になって国民政府軍および米軍によって事務所と宿舍が接収され、日本人の出入りが禁止となったことで物品の持ち出しおよび廃棄は不可能となった。その後、一月下旬から沈観鼎公使が平津地区接収外交部特派員として着任し、総領事館との間で接収交渉が開始され、接収文書の整理と引き渡しが行われることになった。なお、両国軍隊の管理中は、物品類が相当数亡失したが、文書の亡失はなかったとされる。<sup>(11)</sup>

引き渡しの際に日本側が作成した「平津地区接収外交部特派員在北平日本総領事間接収関係書類 文書及裁判所関係目録」は左記の通り。

一、前日本使領館印章(二部)

二、旧在北平日本総領事館現有図書本数(二部)

三、旧北平日本総領事館記録目録(二部)

四、旧在北平日本総領事館裁判所事務接収目録(一部)

このなかで、印章は日本駐平総領事館印章六個と日本大使館印章八個、図書は漢書二六九九冊・洋書一二九二冊・和書二二六七冊であった。また、裁判所関係では、民事関係四四冊・非訴訟関係一二冊・調停事件関係五六冊・登記関係三五冊・庶務関係(記録)四八冊であった。

そして、旧北平日本総領事館記録は、目録に記載されている件名のみでも一三七五件にのほり、<sup>(12)</sup>これらはA門からZ門までに分類され、その内訳はA門(政治・外交)五八件・B門(条約・協定・国際会議)三二件・C門(軍事)五件・D門(司法・警察)二九件・E門(経済・財政・産業・貿易)七〇三件・F門(交通・通信)一九〇件・G門(都市・港湾・土木・建築・土地・建物)三六件・H門(東方文化事業)一件・I門(文化・宗教・衛生・労働及社

会問題) 一四七件・J門(移民・旅券) 一六件・K門(内外人外国在留・旅行及保護・取締) 四一件・L門(元首・皇室・賞勲・表彰・儀礼・贈答) 四二件・M門(官制・官職) 三九件・N門(文書・図書) 一二件・O門(會計) 二一件・Z門(先例及雜) 四件であつた。なお、アルファベットによる門別分類は一九三〇年より外務省本省で運用されてきたものであり、外務省では本省と海外出先機関は同じ分類方法によって書類が整理されていたことがこの目録からも窺える。

目録上で最も多いのはE門であり、続いてF門、I門と続く。また政治・外交関係のA・B門も以外と残されており、時代も明治から戦中期まで広範囲に渡っている。

北平総領事館が所蔵していた文書のうちA門からD門に分類されていた文書は表1の通り。

なお、華山総領事からの報告書では、「接收せられた記録の目録は「ファイル」に附せられた件名であつて、その内容中の重要なものは、本省の命令によつて、既に焼却済のものである」とされているが、これが事実であるならば、北平総領事館における文書焼却は簿冊ごとに行つたのではなく、わざわざ簿冊にファイルされているなかから焼却対象となる文書を選び出したことになる。

このようにしてかなりの分量の北平総領事館文書は中国側へ引き渡されたが、この文書はそのまま南京へ移送されたのか、北平に残置されたのか不明であり、また後の国共内戦で大陸に放置されたのかも不明である。また、中国側から米国側へ引き渡された可能性もあるが文書の移送に関する史料は現在のところ現れていない。

一方、文書の引継が行われた翌年の五月二六日に日本へ向けて北平を出発した総領事館員が一部の文書を携帯していた。この文書の移送は中国側の了解を得たものであつたが、左記のようなものであつた。<sup>(1)</sup>



表1 旧北平日本総領事館記録目録

A門
帝国議会関係
日支事変関係 別冊 諸証明
支那政況(政党結社之部)
支那政況雜纂 別冊 国民党関係 山西之部 四川之部 山東之部 広東之部 蒙古之部 新疆省之部 厦門之部 青島之部 藍衣社之部 上海之部
支那政況 別冊 市政漢口之部 市政北平之部
支那政況(法令之部) 別冊 中華民國臨時政府法令関係 華北政務委員会法令関係 地方官制
日支事変関係各国之態度 別冊 米国之部(一~二) 英国之部(一~二) 露国之部(一~二) 中国之態度(一~八) 雜之部 各国之態度
日支事変関係 別冊 各国新聞論調(一~八) 反響上海之部 排日之部 一般一冊 排日北平(一~二) 排日天津之部 排日上海之部(一~三) 排日四川省 排日雜之部 臨時政府与華北政調(一~二) 雜件(軍律) 軍從事外務省 新中央政權樹立関係(一~六) 新政府承認問題 蒙古連盟自治政府関係(一~二) 和平運動並交渉(一~二) 雜之部(一~二) 支那稅関接取関係(一~五) 支那側機關ニ対スル措置関係 支那沿岸封鎖及船舶抑留関係 帝国啓発宣伝関係(一~三) 日支事変雜件 同支那沿岸封鎖(一~二)
日支事変関係 別冊 現銀輸送問題 九ヶ国條約會議関係 各国中立地帯及安全地帯設置関係 国際連盟関係 支那對外策動関係 日本通信檢閲及新聞取締関係(一~二) 日英間之部(一~二) 一般外交渉関係 慰問及国防献金関係 外無線通信監督旬報
日支事変関係雜件
日支事変新政權樹立関係(一~二) 別冊 新民会(二) 維新政府(一・別公報) 政府連合委員会(一~二)
第二次欧洲大戰関係一件(一~三) 別冊 独逸ノ態度 米国ノ態度
大東亞戰爭関係 別冊 慰問及国防献金関係
日支事変関係 別冊 新政權樹立関係 新中央政權樹立関係 新国民政府 臨時政府関係 特務機關會議
中立地帯関係雜件
東支南滿兩鉄附屬地内行政權問題(一~三) 附 滿洲開埠地免税ニ関スル件 濟南商埠ニ在ル外国工場禁止ニ付テノ省議會電報 間島開埠之部
開埠及商埠地關係雜纂 長春商埠 吉林省城商埠 濟南周村維縣開埠ノ件
各国居留地關係雜件 上海共同居留地之部(一~四)
各国居留地關係雜件 別冊 漢口及九江英国居留地 芝罘 天津仏国居留地 天津旧露国租界 雜之部

在支独塊租界処分及租界内諸事項ニ関スル件（一～二）	
各国居留地関係雑件	別冊 租界ニ於ケル行政組織並土地制度
海南島経営関係雑纂	
英国ノ威海衛租借一件（一～二）	
葡国ノ澳門租借一件	
公使館区域関係雑件	
別冊	行政委員会之部（一～三） 警察巡捕関係 衛生関係 外交团分担金関係 公使館区域規則 北京電燈会社関係（大正二年三年）（一～二） 雑之部 一九一〇年以前 一九一五年 一九一六年 在留邦人運動場トシテ仏国練兵場使用関係 在留邦人運動場トシテ英国練兵場使用関係
外交团及公使館区域関係	
別冊	一九〇六年 一九〇九年 一九一一年 一九一二年
日支事変現地状況	
別冊	華北一般（一～一〇） 北平之部（一～三）（山東之部）江蘇省（一～四）
日支事変状況	
別冊	慰靈塔関係 居留民引揚（復帰）及被害並保護取締関係 北平居留民財産保護申入名表（一～二） 北平之部 通州之部（一～四）
北京翼賛会組織	
翼賛会組織資料	
帝国内政関係雑件	
別冊	大政翼賛会関係（一～三）
帝国内政雑纂	
帝国議會ニ於ケル首相、外相演説雑纂	
帝国議會関係雑纂	
帝国政況雑纂	
在支帝国專管居留地関係雑纂	
	漢口之部（一～六・五卷欠） 沙市之部 蘇州之部 杭州之部
各国新政府承認雑件	
満洲国ニ於ケル租地関係雑纂	
西藏問題	
遼西問題	
米布合併一件	
在朝鮮各国居留地及支那專管居留地整理一件	
日支事変現地状況	
別冊	南京之部 南支之部 広東之部 河南省之部 重慶之部 廈門之部 山西之部
日支通商条約改訂一件（一～七）	
治安強化運動及興亜運動関係	
別冊	第四次治安強化運動関係（資料）（一～三）
治安強化運動興亜運動関係（一～四）	
治安強化運動及興亜運動関係（第二号）第五次治安強化運動 北京其ノ一	
治安強化運動及興亜運動関係（第一号）第五次治安強化運動 北京管下	
同	北京其ノ二
同	雑 第四号
同	第二号（実施）
同	第六卷
	第五次別冊資料
中立地帯関係雑件	

日支事變通州事件 別冊 被害申告書 (一～三) 青島之部 濟南之部 邦人被害調査関係
日支事變関係現地状況 別冊 江蘇省之部 事變ノ発端及経過並現地状況関係 天津之部 上海之部 (一～五) 上海テロ事件(一～二) 蒙疆地方 漢口・武昌・九江・長沙・宜昌・蕪湖・蘇州方面 南京之部
日支事變関係 別冊 諸証明関係二卷 (二冊)
通信社関係
B門
山東問題 (一～七)
山東問題雜件 別冊 通信ニ関スル部 貿易狀況ニ関スル部 氣象ニ関スル部 予算ニ関スル部 農技ニ関 スル部 電氣業ニ関スル部 会社及工場ニ関スル部 学校ニ関スル部 鉱業ニ関スル部 塩業ニ関スル部 山東鉄道ニ関スル部 一般事業狀況ニ関スル部 警察ニ関スル部
山東問題：別冊
山東問題ト米価
山東撤兵問題一件 (一～二) 別冊 撤兵ニ関スル日支間協定文
山東懸案細目協定雜件 (一～五) 別冊 一般方針ノ部 電氣業ノ部 農牧ノ部 郵電ノ部 (一～二) 郵電ノ部：海底電線 (一～三) 郵電ノ部：青島・佐世保海底電線會議議事録 (一～三) 塩業ノ部 (一～七) 塩業ノ部：塩輸出協定會議議事録 鉾山ノ部 (一～四) 測候所ノ部 (一～二) 学 校病院ノ部 日支通信問題往電 行政引渡ノ部
山東懸案細目協定雜件 別冊 青島取引所ノ部 青島税関及埠頭ノ部 青島市政ノ部 公有財産ノ部 (一～二) 都 市開放ノ部 青島警備問題 日本側警察ノ部 (山東問題) 往電 (一～三) 山東条約實施委員會 (山東分科会) 往電 雜件：賠償
山東懸案細目協定郵電分科会會議要録
山東懸案細目協定塩務分科会會議要録
山東懸案細目協定鉾山分科会會議要録
山東懸案細目協定雜件 別冊 各方面請願 (一～二) 各方面請願：雜之部 (一～二) 雜之部 (一～二) 雜之部：參考 華府會議山東懸案解決ニ関スル條約文 支那側委員及日本側委員ニ関 スル部
山東懸案細目協定會議ニ於ケル郵電分科委員會関係書類
山東懸案細目協定第一委員會議事録：自第一回至第五十回 同：自第一回至第五十回参考 第二委員會議事録：自第一回至第二十一回
山東懸案細目協定委員會仮會議録 (一～二)
山東懸案細目協定文
青島佐世保海底電線問題一
領事裁判權撤廢問題 (一～十二)
領事裁判權撤廢問題雜纂：別冊
領事裁判權撤廢問題雜纂：滿洲国之部
領事裁判權問題
日支郵便條約一件 (一～四)
山東省通信連絡ニ関スル日支取極一件 (一～三)

支那各国間郵便条約雜件
日支郵便条約一件
支那各国間仲裁々判条約雜纂
日支通商条約改訂一件 別冊 小委員会議事録一 法権問題ニ関スル日支専門委員会議事録 會議議事録（一～二）
日支電信會議關係
日支通商条約：別冊：日支関稅協定
帝国各国間ノ条約雜件（一～四）：（日露）（一～二）：別冊（日露九）
露清陸路貿易章程改訂一件（一～二）
条約ニ関スル調査雜件
C門
支那陸軍海軍關係雜纂（十三冊）
在支各国駐屯軍關係雜件
北支駐屯軍關係雜纂 別冊 演習及見学等（一～三）
北支駐屯軍關係雜纂（六冊）
北支駐屯軍關係雜件（二冊）
D門
在支本邦營業許可取締關係雜纂（一～八卷）（三冊）
滿洲事件（連盟調査員ニ対スル説明資料）別冊滿鉄之部
接客業者取締關係
阿片「モルヒネ」「コカイン」取締關係別冊新政府阿片政策 雜纂（滿洲国） 日支連合委員会 蒙疆連合委員会政策 雜纂別冊：本邦人
阿片「モルヒネ」「コカイン」取締雜件 別冊 本邦人關係
阿片關係參考
阿片・モルヒネ・コカイン取締關係雜纂別冊本邦人之部（一～四） 別冊 奥地居住内鮮人ニ証明書發給並北京在住鮮人身分証明關係
阿片モルヒネ關係在支帝国領事館沒收保管轉換關係
刑事犯罪關係雜件
文書偽造關係雜件
射俸の事業及行為雜件
会審制度及会審衙門及会審事件雜纂（上海之部）（一～三）
支那司法制度一件
滿洲国司法制度一件
國際司法裁判所關係
郵便切手及郵便為替券偽造關係雜件
犯罪人引渡及護送關係雜件
銃器彈藥其他爆發物揮發物輸出入取締雜纂
別冊護照關係
犯罪人引渡及護送關係雜件
火災關係雜纂
弁護士關係一件
登記關係（不動産）
登記關係雜件別冊：商業登記
登記關係雜件
会審制度及会審衙門並会審事件雜纂（一～三）
軍法會議ノ裁判管轄關係雜纂
支那警察關係雜件
領事裁判關係：別冊人事

- 一 北平総領事館の会計関係の書籍と文書 (四冊)
- 二 北平総領事館の譲渡関係文書 (二冊)
- 三 日中当局間で取り交わされた公的な書簡のコピー (二冊)
- 四 華北における日本人引揚に関する報告書 (二冊)
- 五 華北における接收企業の査定目録 (三冊)
- 六 北平における日系商店と企業の譲渡関係文書および精算ならびに他の事業に関する文書
- 七 天津における日本人財産の譲渡関係文書
- 八 内蒙古における日本人財産の調査報告書

これらは、内容から判断すると敗戦後に作成されたものであり、報告書または調査書のようなものであったと推測される。

これらの文書は五つのボール箱に入れられ、六月七日に館員とともに山口県仙崎港に到着した。しかし、山口に進駐していた第六二対敵諜報部隊によって没収され、GHQ内部のATIS (Allied Translator and Interpreter Section) の Document Sectionへ引き渡された。<sup>(14)</sup> その後、日本側からの返還要求が行われたが、最終的に返還されたのかそのままとなったのかは不明である。

この他、上海総領事館でも会計および接收関係書類を館員とともに本国へ送っているが、これも北平総領事館と同じような文書であったと推測される。<sup>(15)</sup>

なお、在外公館の閉鎖時に焼却された機密書類が具体的に何を指すのかについてこれを明らかにする資料は管見の限り見あたらない。ただし、一つの手掛かりとして次のような事例が挙げられる。

アフガニスタン内戦によって一九八九年にカブールの日本大使館は閉鎖された。この際、「外交機密を守るため、暗号機を破壊し、三日三晩、焼却炉で重要書類を燃やし続けた」といった内容を元アフガニスタン臨時代理大使であった平賀慶暉が証言しており、<sup>(16)</sup>このことから敗戦時のみではなく、非常事態による在外公館閉鎖の際には機密書類は焼却されるものであることがわかると同時に、非常時の際の機密書類焼却に関するマニュアルが外務省にはあり、これは戦前においても同様であったと考えられる。したがって、この事例をさらに解明してゆけば外務省において焼却対象となる機密書類の具体的な内容が明らかとなるのではなからうか。

## 二 ソ連軍進攻地域における文書廃棄

一般的に敗戦時に植民地や占領地で徹底した文書の廃棄が行われたと見なされるのは、満洲国などのソ連軍進攻地域で行われた実態のイメージが大きく影響している。事実、満洲国内では、ソ連参戦直後から文書廃棄が開始され敗戦前後の焼却と敗戦後に起きた大規模な略奪によってほとんどの文書が失われた。そのため、現在中国東北にある檔案館では満洲国および在満日本機関に関係する文書は僅かしか存在しない。

ただし、一部の焼却文書については、戦後に建設工事などにもなつて偶然、焼却文書が掘り起こされた例がある。例えば吉林省檔案館には関東憲兵隊が敗戦時に焼却し、そのまま地中へ埋めた文書が戦後に発掘された。文書のほとんどは焼却または長い年月の間地中に埋められていたことから破損がひどいが、全く内容を判読できない状態というわけではない。<sup>(17)</sup>

満洲国内で行われた文書廃棄の実態については、在満大使館書記生であった佐久間真澄が満洲から引揚げてきた後に本省へ提出した報告書（一九四六年一〇月八日付）が残されており、これが満洲国内の在外公館で行われた公文書廃棄に関する現在唯一の記録である。

報告書によると、八月一日に佐久間は哈爾濱より新京へ帰任したが、その時には大使館員総出で関東軍総司令部内大使館庁舎および新京総領事館の保管文書の焼却が行われていた。そして、翌二日には「宮崎総領事ノ命ヲ承ケ竹中書記生・佐久間書記生ハ関東軍司令部庁舎内一般書類ノ焼却状況ヲ調査シタル結果一部焼却未了ノモノアリシモ両官ニ於テ全部之ヲ焼却シ残余ノ書類無キコトヲ確認シ退庁セリ、夕刻宮崎総領事登庁シ同様之ヲ確認」し、ここに大使館関係の文書は全て焼却されたのである。なお、焼却の開始日時は不明であるが、新京が戦場となる可能性が高まったことで関東軍が在留邦人の避難命令を出した一〇日、もしくは関東軍総司令部が通化へ移動を始めた一日から始まったと考えられる。<sup>18)</sup>

こうして関東軍総司令部および満洲国皇帝溥儀の通化への移動の際に在満大使館の文書はほとんど焼却された。しかし、一三日に佐久間が通化への移動の際に、「総領事館庁舎ノ別棟旧警察庁舎ニ保管中ノ旧記録カ焼却洩レトナリタル」ことが判明した。これは「当時文書主任タリシ藤井書記生ハ応召、其ノ他ノ係員ハ八月十一日平壤ニ家族ト共ニ出発シタルニ依リ総領事館庁舎別棟旧警察庁舎ニ旧記録ヲ保管中ノコトヲ聞知スル者ナカリシ等ノ事情」が原因であった。焼却洩れの文書は「在満各領事館閉館ニ際シ新京総領事館ニ引継タル書類（間島総領事館・奉天・安東等南満方面）ナルカ昭和七年九月以降在満大使館ニ保有スル書類ハ元則トシテ之ヲ引継ガズ証明其ノ他在留民ノ権利義務ニ属スル書類ノミヲ引継キタルモノニシテ政治其ノ他国際関係ノ書類無キモノ」であったが、これらも「在新京総領事館ハ停戦ノ詔書発表ト共ニ中国人暴民ノ徹底的掠奪ニ遭ヒ之等ノ書類ハ暴民ノ手ニ移リ商品包装紙等ニ使用セラレ

タル形跡」があるため、焼却洩れ文書も敗戦後の混乱のなかでほぼ失われた。なお、報告書の欄外には「奉天総領事館時代のものには政治的のもの相当ありたる筈なり」、「間島には鮮人関係のもの多量ありたる筈なり」といった書込があり、外務省本省では必ずしも焼却洩れ文書が政治・外交とは無関係なもののみではないと警戒していた。<sup>19</sup>

このようなことから、一九三七年一月の満洲国治外法権撤廃以後に行われた在満領事館の閉鎖によって、これまで在満各総領事館・領事館が保管していた文書のうち、原則としては証明書などの在留民の権利義務に関係する文書のみを新京の日本大使館・総領事館が引き継いでいたことがわくと同時に、外務省（または大東亜省）としては政治・外交関係の文書は全て焼却対象としており、前述した北平総領事館の事例とは全く異なる対応をしていたことが窺える。

なお、報告書では他の在満公館について、哈爾濱総領事館では、ソ連参戦直後の八月一〇日にはすでに総領事以下留学生まで動員して焼却が行われ、満洲里領事館では「終戦前ヨリ機密文書ヲ存置セサル方針ニシテ右書類ハ直チニ哈爾濱又ハ新京ニ保管ヲ依頼シ居リタルヲ以テ重要書類ニシテ押収セラレタルモノナシ」と報告されている。<sup>20</sup>

在満公館ではこのように、既に日ソ開戦直後から文書の焼却が始められたのに対し、関東軍は敗戦後の一六日に隸下各部隊に対して停戦を命じるとともに機密書類の焼却を指令していた。<sup>21</sup>

一方、満洲国政府は一一日の関東軍による通化への移動通告に従わず、新京に留まつており、敗戦までは目立った動きを行わなかったが、一六日に満洲国首脳部間で会議が開かれ、満洲国が保管する全ての文書の廃棄を決定し、これを受けて満洲国各政府機関でポイラーなどを使った焼却処分が実行されたことで満洲国政府関係の文書はほとんどが失われた。なお、会議決定前の一一・一二日に軍事部および宮内府では文書の焼却が行われており、保安局でも一五日に各地方保安局に対して機密文書の廃棄を指令していた。<sup>22</sup>



満洲国以外でもソ連軍の進攻地域では大がかりな文書焼却が行われたと考えられる。例えば、関東州においては現在大連市档案館が所蔵する関東州庁文書（関東都督府と関東庁・関東局を含むのは不明）は二五三巻にとどまっております、内容も雑多なものとなっている。<sup>(23)</sup>

また、樺太においてもソ連参戦によって、樺太庁内で重要文書・地図・文献の内地移送とその他の文書の焼却処分が決定された。<sup>(24)</sup> 現在国立サハリン州文書館に所蔵されている一三九六冊の日本関係文書のうち、樺太庁関係文書は七五五冊である。内訳は樺太庁長官官房が七四冊、通信課が四八六冊、豊原警察署が二一五冊であるが、<sup>(25)</sup> 長官官房文書がわずか七四冊しか残されていないことからすると大半の文書が廃棄されたと推測できよう。

### 三 台湾および朝鮮における廃棄と引継

台湾では一〇月二五日の受降式によって台湾総督府から中華民国台湾省行政長官公署への行政権の委譲が行われた。八月一五日から約二ヶ月弱の間、台湾においては台湾総督府が存続し、国民政府も何ら具体的な介入を行わなかったため、総督府が保管する文書を廃棄する時間は充分あったと考えられる。しかし、実際にはかなりの分量の総督府文書がそのまま中華民国へ引き渡されたのであった。

現在、国史館台湾文献館（旧名は台湾省文献委員会。二〇〇二年一月より国史館へ吸収された）が所蔵する台湾総督府文書は一万三一四七冊であり、その内訳は表2の通りである。<sup>(26)</sup>

総督府文書は大きく分けて官房文書課が処理していたものと各部局において処理されていたものといった二つの文

表2 台湾總督府文書一覽表

文 書 名	年 度	冊 数
台湾總督府公文類纂(永久保存)	明治28年～昭和9年	4194
臨時台湾土地調查局公文類纂	明治31年～明治38年	292
台湾總督府公文類纂(十五年保存)	明治28年～昭和8年	2916
収發件名簿	明治29年～昭和18年	1007
記録件名簿	明治28年～昭和20年	317
台湾總督府公文類纂永久保存總目錄	明治29年～昭和20年	79
台湾總督府公文類纂十五年保存總目錄	明治28年～昭和20年	41
類別目錄	明治28年～昭和20年	247
臨時台湾土地調查局永久保存總目錄	明治31年～明治38年	1
臨時台湾土地調查局永久保存進退總目錄	明治31年～明治38年	1
台北新竹台中嘉義鳳山台東旧県公文類纂總目錄	明治28年～明治34年	1
台北県公文類纂	明治28年～明治34年	218
台中県公文類纂	明治29年～明治34年	95
台南県公文類纂	明治28年～明治34年	162
新竹県公文類纂	明治29年～明治31年	42
台東県公文類纂	明治30年～明治34年	8
鳳山県公文類纂	明治28年～明治31年	22
嘉義県公文類纂	明治30年～明治32年	21
台南県書類總目錄	明治28年～明治34年	1
台南県公文類纂	明治28年～明治31年	213
高等林野調査委員会公文類纂	大正3年～大正7年	91
指令番号簿	明治30年～大正3年	7
台湾施行法規	大正3年～昭和7年	70
進退原議公文類纂	大正5年～昭和10年	297
台湾總督府公文類纂(永久保存・未編綴)	昭和10年～昭和20年	2595
台湾總督府公文類纂(十五年保存・未編綴)	昭和9年～昭和20年	309
国庫補助(永久保存)	大正1年～昭和18年	362
税賦課徴収条例	昭和16年度	1
市街庄税賦課徴収条例	昭和16年度～18年度	7
州庁税定期調査成績書	昭和17年度～18年度	1
土木局總目錄	昭和17年～昭和18年	1
土木局公文類纂	明治32年～明治44年	22
糖務局永久保存總目錄	明治35年～明治42年	1
糖務局公文類纂	明治35年～明治42年	11
官租地一筆限調査書	明治34年～明治42年	20
土地申告書	明治34年～明治36年	1170
土地業主査定名簿	時期不明	74
民有大租名寄帳	時期不明	292
大租権補償金台帳	時期不明	53
予約売渡許可	時期不明	1
台湾總督府公文類纂(五年保存)	大正1年～昭和20年	88
台湾總督府公文類纂(一年保存)	昭和17年～昭和19年	4
難以弁識の档案		76
腐損文書		104
台湾總督府法務部(課)・会計課参考書類	明治30～昭和20年	415
		計 15950

註：整理番号順。数量は昭和期の未編綴文書が2000年1月に合綴される以前のものである。  
 なお、永久保存と15年保存文書の未編綴分は件数。檜山前掲論文「台湾植民地統治関係史料」および楊正寛「台湾總督府档案現状及将来構想」(第6回東アジア近代史学会研究大会報告・2001年6月30日)などを参考として筆者が作成。

表 3 台湾総督府における文書取扱数

年	文書收受総数(件)	処理件数(件)	文書編纂(件)	廃棄(件)	現存(冊)
明治28年					永久54・15年12
29年	9346				永久66・15年17
30年	1万3353				永久133・15年28
31年	2万3343				永久109・15年35
32年	2万4090				永久124・15年28
33年	3万2212				永久108・15年28
34年	4万4166				永久127・15年38
35年	11万5182				永久95・15年50
36年	11万1154				永久126・15年69
37年	12万9152		明治34～35年分、旧県引継文書		永久123・15年50
38年	16万2232	13万4671件	明治32～35年分進退原簿		永久104・15年44
39年	14万2986	13万8919	明治36～37年分、元土地調査局引継文書 中未編纂文書の総目録、人事進退文書 イロハ番を総目録、旧県引継文書	明治28～33年分5年保存、旧県引継文書の一部	永久116・15年90
40年	15万7950	15万4544	明治38年分・旧県引継文書		永久95・15年98
41年	17万3765	16万7879	明治38～39年分		永久87・15年88
42年	17万6667	17万9357	明治39～40年分	明治34年分5年保存、明治38～39年分1年保存	永久147・15年104
43年	17万1043	17万447	明治40～41年分	明治29～36年度主計・会計・税務関係文書の一部、明治29～39年度秘書課主管人事関係雑帳簿、明治33～37年度警察本署会計関係諸帳簿、明治29～37年分二門・三門の5年保存、明治41年分1年保存	永久167・15年78
44年	21万1423	19万9230	明治41～42年分	明治31～33年度地方税任私計算費及証憑書、明治35年分5年保存、元台北・台南両県文書収発件名簿、明治41年分1年保存	永久144・15年106
45(大正元)年	26万4389	25万7663	明治42～43年分		永久177・15年146
2年	27万916	25万1620	明治43～44年分		永久125・15年147
3年	28万8662	27万7894	明治44～45(大正1)年分		永久129・15年155
4年	30万9467	30万4317	明治45(大正1)年分(永久3367 [120冊]・5年4233 [138冊])、大正2年分(5年8712 [248冊]・1年3388 [35冊])	明治39年分5年保存10852 [296冊]、明治43年分1年保存2182 [88冊]、明治44年分1年保存2391 [38冊]	永久135・15年307

5年	31万6611	30万7577	大正2～3年分 (永久3402・15年2028・5年1万978・1年2414)		永久163・15年194
6年	35万3777	34万5606	明治39～大正3年分追加 (永久7011・15年4705・5年864)		永久138・15年111
7年	40万6740	39万2600	大正2～5年分 (永久17569・15年1221・5年2916)		永久133・15年159
8年	40万8174	37万8509	大正1～5年分 (永久1万1540・15年1万143・5年2万5214・1年8643)		永久96・15年140
9年	38万9558	36万6199	大正5～7年分 (永久1万1593・15年3842・5年1万8660・1年3973)		永久128・15年150
10年	33万5488	32万6064	大正5～8年分 (永久9761・15年5620・5年1万4851・1年1950)	17万9216 (何年分かは不明、以下同)	永久131・15年183
11年	31万1837	29万9825	大正2～9年分 (永久6615・15年1336・5年1万4973・1年871)	17万2918	永久287・15年21
12年	31万350	29万8326	明治32～大正9年分 (永久1957・15年3039・5年4391・1年7149)	17万3794	永久206・15年46
13年	30万7227	29万5387	大正4～10年分 (永久908・15年1948・5年2万6245・1年8980)	7690	永久110・15年91
14年	3万6026	2万7285	大正9～12年分 (永久7175・15年3601・5年345)	17万4659	永久148・15年37
15(昭和元)年	2万6207	2万3125	大正10年分 (永久3296・15年6227・1年817)		永久46・15年19
2年	6783	5933	編纂ナシ		永久54・15年14
3年	5882	4962	大正10～11年分 (永久2138・15年458・5年1819・1年4041)	17万40	永久13・15年14
4年	6362	5881	大正7～8年分 (5年2853)	17万4156	永久16・15年5
5年	6592	5252	編纂ナシ		永久16・15年8
6年	6477	4046	大正12年分 (永久1522)		永久8・15年3
7年	3933	3083	大正9～11年追加および12年 (永久717・15年440・5年2万738)	17万5066	永久13・15年1
8年	4032	3761	大正13年分 (永久1537・15年1161・5年1万3131)	2万645	永久17・15年5
9年	4568	3730	大正14年分 (5年1万1576)	17万3131	永久17・15年63
10年	4858	3749	大正14年分 (永久1325・15年554)	17万1576	永久4・15年43
11年	5595	4597	大正15年分 (永久714・15年179)	17万3322	永久217・15年31
12年	6101	4670	永久447・15年90 (年不明)	1854	永久222・15年25

13年	7925	5936	昭和3年分(永久304・15年147)	2121	永久267・15年19
14年	17521	7415	永久268・15年271(年不明)	2481	永久363・15年22
15年	8779	7252	編纂ナシ	3921	永久249・15年23
16年	9637	7032	永久1930・15年145(年不明)	4596	永久257・15年14
17年	17531	8117	永久3455・15年945(年不明)	275205	永久387・15年10
18年					永久230・15年31
19年					永久159・15年16
20年					永久29・15年11

註：「台湾総督府事務成績提要」各年版および恰山前邦論文「台湾植民地統治関係史料」より作成。空欄は記載ナシ。現存は永久保存文書と15年保存文書の冊数であるが、昭和10年以降は未編綴のため件数。  
 なお、「台湾事務成績提要」は昭和17年度分まで作成され、以後は敗戦により未編纂。

書群で成り立っていたが、現存する総督府文書は、官房文書課において処理されていたものである。

このうち、永久保存文書は明治二八年から昭和九年分までが編綴されており、大正一一年分が二八六冊と一番多く、明治・大正期は平均して一〇〇冊を越えている。これに対し、昭和期は昭和二年が五三冊、三年が一二冊、四年が一四冊、五年が一五冊、六年が八冊、七年が一三冊、八年が一五冊、九年が一七冊と明治・大正期と比較して激減している。<sup>(27)</sup>ただし、総督府文書が昭和期に入って激減しているのは、昭和期の簿冊が敗戦後に廃棄されたからではなく、総督府内部の事情による。これは、表3の総督府が收受した文書件数も大正末期から激減していることから窺えよう。

総督府文書は件名単位で簿冊になっているのではなく、各年ごとにまず門類別に分類され、門別順に編綴されており、各簿冊には目次が付いている。よって、ある文書を廃棄するにはそれが綴じられている簿冊ごと廃棄するか、その文書をわざわざ抜き取る必要がある。しかし、現存文書の各年度には全ての門類が揃っており、また目次にあるが中身が無いといった事例もないため、文書の廃棄が行われた形跡が見あたらない。このようなことから、昭和期の文

書が激減したのは、敗戦による廃棄ではない別の理由が挙げられる。

総督府文書のなかで明治・大正期の簿冊が多い理由は、地方庁からの報告書類と官吏の進退に関する人事関係、さらには郵便業務などの通信関係や道路建設などの土木関係が大半を占めていたことが挙げられる。これらは、官僚組織の巨大化にともなって大量に派生していったものであり、こうした大量の文書を処理するために大正末期から昭和初期にかけて文書処理の効率化が図られたのである。

台湾総督府では、大正九年九月一日より地方行政の改革として州制が施行された結果、地方長官の権限が拡大し、委任事項が逐次増加していったことよって大正一〇年以後文書量が大幅に減少することとなった(表3参照)<sup>28)</sup>。なお、大正九年から文書の收受件数が減少に転じているがこれは、内務局新設による係員交代のため局長以下の取扱件数中各課直接取扱分を計上しなかったための例外事項であり、実際には増加していた。<sup>29)</sup>

さらに、大正一三年一二月に台湾総督府官制が改正されたことよって逋信局と土木局が廃止された。これにあわせて大正一四年から永久保存文書を分類していた門類が変更され、郵便・為替貯金・電信電話・陸運事業・船舶海員・灯台標識・気象などの類からなる通信(第九門)と道路橋梁・河水港湾・上水下水・埤圳工事・電気並瓦斯監督などの類からなる土木(第十一門)が無くなり、上水下水と埤圳工事は内務(第五門)へ引き継がれたが、それ以外の門類名は消滅した。<sup>30)</sup>

そして、これら消滅した門類に関係する文書は各部局か地方庁において処理または管理されることになった。また、これまで「永久進退」として編綴されていた人事関係書類が昭和二年から無くなっており、こうした人事関係書類も永久保存文書とは別のかたちで管理されることになったと考えられる。

このように大正後期からの一連の機構改革に伴って、地方庁や各部局の文書管理業務が拡大し、その一方で官房文

書課が処理する文書量が減ったことが昭和期の文書の減少した理由である。

また、昭和期は昭和九年まで編綴されていたが、それ以降は一件一件の文書が未編綴のままとなっており、これらの文書は各門類が全て揃っているわけではなく、相当の欠落がある。理由としては、敗戦時の廃棄処分も考えられるが、各管局保管分のうちで永久保存に分類されるべき文書が文書課へ回される前に敗戦となり、編綴されていなかったためにその後散逸したことも大きな要因である。

なお、台湾総督府文書の中身は原議文書が中心であつて、政策決定過程を窺えるようなものではない。これは、国立公文書館が所蔵する公文類聚などと同じ構造であり、日本の官僚制度における原議文書の重要性を端的に表している一例といえよう。<sup>(31)</sup>

これに対し、政策決定過程が窺えるような文書は各管局に保管されていたと考えられる。これらの文書は、敗戦後に総督府側によつて廃棄されたのではなく、大半が中華民国へ引き渡された。しかし、その後台湾省政府が台北から現在の南投県中興新村へ政府機能を移転する際に廃棄されたため、現在ではその内容がどのようなものであつたのかを窺うことは不可能である。<sup>(32)</sup>

また、これまで述べてきた総督府文書の特徴は、「永久保存」文書に限つてのことである。永久保存文書は前述したように原議文書が中心であるが、この他に総督府文書は「十五年保存」・「五年保存」・「一年保存」といった保存期限を示した文書群が存在する。これらの文書群は総督府側からすれば、永久保存よりも重要度が低いと位置づけているが、それがそのまま研究者にとつても重要度が低いことには繋がらない。

総督府がある文書を永久保存文書とするかそれ以外の期間を限定した保存文書とするかの基準を定めた文書保存等に関する規程は制定されてはいたが、<sup>(33)</sup> 現存する十五年保存・五年保存・一年保存文書は、永久保存文書にもある鉾山

採掘の権利関係や辛亥革命中の華南地方の情勢報告、匪賊討伐関係、戦時刑法の適用事例、大戦末期の伝染病予防施設建設、学校建設関係など雑多な文書で構成されていることと、五年保存および一年保存文書の残数が少ないため、それぞれの保存年限に対応する具体的な傾向を見いだすことは困難である。

また、十五年保存文書はかなりの量が残存しているが、かならずしも昭和二〇年から遡って一五年前の分までしか存在しないのではなく、明治期のものもある。これは、各部署に貸し出されていたか、保管庫にそのまま残置されていたために残ったものと推測される。また、五年保存文書のなかにも大正期の文書もあり、これも同じような理由から残ったと考えられる。ただし、五年保存・一年保存文書は基本的には大戦末期の文書であり、歴史学研究の上から見ると重要な文書が存在している。

しかし、これらの文書は保存期限があるため、そもそも敗戦とは無関係にいつかは廃棄されるものであったことを忘れてはならない。

また、現存する総督府文書のなかに人事関係が多く存在するということは、総督府にとって官吏の人事記録がいかに大切であったかを物語るものである。そして、そのことを如実に現している事例が、敗戦後に総督府が日本国内へ発送した文書類から窺える。

国民政府による台湾の接収が完了した後、台湾地区日本官兵善後連絡部（元総督府および台湾軍）は本国引揚の際して、日本国内で必要となる行李二八個に入った「元総督府関係官公吏履歴書其ノ他人事関係書類」および「台湾省接管関係書類」を国内の台湾総督府残務整理事務所宛に送付した。しかし、この時期国内への直接送付は不可能であったため、まず中国側による内容検閲を受けたのちの一九四六年四月六日に中華民國台湾省行政長官公署日僑管理委員会へ引き渡した。これらの書類はその後、一〇日頃に在台湾米軍へ引き渡され、上海経由で東京の連合軍総司令部



表4 ATIS到着文書リスト (原本は英文)

1	各地方の総督府職員の名簿・総督府職員の勤務評定書
2	総督府職員の個人履歴
3	総督府職員に関する記録
4	基隆州職員および経費に関する雑多な行政文書
5	台湾鉄道職員名簿
6	台北州学校教職員名簿・恩給者関係書類・個人履歴目録
7	台湾鉄道職員の個人履歴
8	総督府職員の個人履歴
9	台北州職員の個人履歴
10	総督府職員の個人履歴
11	基隆州および台東州庁職員の個人履歴
12	高雄州職員の個人履歴
13	台湾総督府職員の個人履歴
14	新竹州職員の個人履歴
15	台南州職員の個人履歴
16	台中州職員の個人履歴
17	台中州職員の個人履歴
18	台北州職員の個人履歴
19	台北州職員の個人履歴
20	通信局下級職員の個人履歴
21	欠
22	専売局職員の個人履歴
23	恩給給付のための個人履歴
24	欠
25	財産補償ための必要資料
26	欠
27	台湾統治概要作成資料 (中国側へ提出したもの)
28	彰化市職員に関する市役所記録

未着文書リスト

1	履歴書 (14冊) …行李1個
2	米国側の要求によって提出した調査報告控 (2冊) …2・3・4あわせて行李1個
3	中国側へ提出した台湾統治概要 (7冊)
4	日本における財産補償のために必要な資料 (2冊)
5	中国側へ提出した台湾統治概要作成資料 (1冊) …5・6・7あわせて行李1個
6	備忘録によって提出した調査報告書控 (2冊)
7	善後連絡部行政部門接收願末書類 (1冊)
8	中国側へ提出した統治概要 (13冊) …8・9・10あわせて行李1個
9	中国側へ提出した台湾空襲被害状況 (4冊)
10	中国側へ提出した台湾島勢要覧 (20冊)
11	中国側に対する接收交替書控 (本府) (2冊) …11・12あわせて行李1個
12	台湾統治概要作成に関する法令上の参考資料 (1冊)
13	中国に対する接收交替書控 (台中州) および文書課人事書類 (4冊) …13・14あわせて行李1個
14	日本における財産補償のために必要な資料 (1冊)

へ送られた。<sup>(34)</sup>

東京に着いた文書は、A T I Sでのチェックを経て、東京の台湾総督府残務整理事務所へ届けられた（連合軍総司令部から残務整理事務所の元に送られるまでに終戦連絡中央事務局または外務省を経由したかと思われるがその点は不明）。

善後連絡部が本国へ送付した文書の細目はA T I Sに届いたものおよび八月一三日時点で未着のものとしては表4の通りであった。なお、未着文書が最終的に残務整理事務所へ届けられたかどうかは不明である。<sup>(35)</sup>

右記の文書の特徴としては、台湾統治に関する総括的な報告書関係を除けばほとんど人事関係書類であることが挙げられる。これらは総督府官吏が内地へ引揚げた後に再び他の省庁の官吏として再出発するか、または恩給受給の際に欠かすことのできないものであった。このことは、人事（総督府官吏の履歴）と結果（台湾統治の総括的な報告書）が全てであるという総督府を含めた官僚組織における公文書の大きな特徴を端的に現しているといえよう。<sup>(36)</sup>

植民地文書については、これまで述べてきた台湾総督府の他に、朝鮮総督府文書がまとまったものとして現存しており、両者の形態を比較することで植民地文書の特徴がある程度明らかになると思われる。

朝鮮総督府文書（韓国統監府文書の一部を含む）は、現在韓国の政府記録保存庁において二万四三七七巻が所蔵されている。その内訳は総督府文書庫からの移管分が一万四〇七二巻、韓国政府機関からの移管分（おそらく現用文書として総督府各局部から引き継いだもの）が九一九二巻、韓国地方行政機関からの移管分が一一三巻である。<sup>(37)</sup>

朝鮮では、八月一五日正午の玉音放送後に阿部信行朝鮮総督が総督府官吏一同に対して諭告を行い、その直後から行政機関での重要書類の焼却が始まった。<sup>(38)</sup> 京城で米軍との間に行われた降伏文書調印式は九月九日であったので（ただし、六日には米軍側先遣使節が京城に入っていた）、文書を焼却するには十分な時間があった。

しかし、残存数で見ると台湾総督府文書よりも一万巻以上も多い。朝鮮総督府の行政機関としての規模は台湾総督府よりも大きかったが、統治機関は台湾総督府の方が長く、また台湾総督府文書には未編綴の文書も数えられていること、さらには朝鮮戦争の影響などを考えれば決して少ない量ではない。

なお、朝鮮総督府文書は、現物が閲覧できずマイクロフィルムでのみ閲覧が可能であるため、その全体像を把握するのは容易ではない。しかし、目録および筆者が見た文書の範囲から推測すると次のようなことがいえよう。

朝鮮総督府文書の形態と台湾総督府文書のそれとの最大の相違点は、台湾総督府文書が各年ごと編綴され門類別に分類されているのに対して、朝鮮総督府文書は件名ごとに編綴されているという点にある。また、台湾総督府文書は官房文書課で編綴されたものであるのに対して、朝鮮総督府文書は各部局で編綴されたくえて総督府文書庫へ移管されたものであることも大きく異なる。

また、朝鮮総督府文書では昭和期の文書が多く残されているが、これは編綴作業に時間のかかる年次別のそれよりも件名ごとの場合は短期間に編綴が容易であり、バラバラの状態であった場合は散逸していたであろう文書が残存した可能性が高かったと考えられる。

この他、文書の中身に関しては村上前掲論文で詳しく分析されているが、それによると総督府文書庫からの移管分では水利組合・土木・土地改良・林政・地方行政・鉱務、韓国行政機関からの移管分では教育・法務・内務関係の文書が大半を占めている。<sup>39)</sup>

村上論文では、こうした傾向を朝鮮総督府文書の特徴であると結論付けており、政策決定過程を窺えるものが少ないのは敗戦時の廃棄が原因であろうと推測している。しかし、前述した台湾総督府文書も土地・水利・土木・鉱務・人事関係が大半を占めており、朝鮮総督府文書だけの特徴ではない。したがって、現存文書が台湾と比較しても決し

て少なくないことなどから、朝鮮総督府文書も敗戦前から同じような割合で構成されており、敗戦後に文書群の中身が大きく変化したとは考えにくいのである。

このようなことから、敗戦後の文書焼却は対象が限定されたものであり、政策決定過程を窺える文書は、台湾総督府文書と同じように永久保存ではなく保存年限のある文書として敗戦前に廃棄処分となっていたか、そもそも総督府文書として編綴されていなかった可能性も高い。

朝鮮総督府文書は、甲種（永久保存）・乙種（三〇年保存）・丙種（二〇年保存）・丁種（三年保存）・戊種（廃棄）に分類されたうえで、戊種を除いたものが総督府文書庫で保管されていた。<sup>40</sup>ただし、現在の記録保存庁に所蔵されている文書は保存年限別に分類されておらず、何年保存の文書が何点あるのか不明である。少なくとも何年保存の文書が何点あり、朝鮮総督府がどのような保存分類をしていたのかを明らかにしたうえでなければ、一概に敗戦時の焼却処分まで全てが失われたと結論付けるべきではなからう。

## おわりに

公文書廃棄の実態についてこれまで述べてきたように、ソ連軍進攻地域を別とすればかなりの分量にのぼる文書が連合国側へ引き渡されたのであり、満洲国をはじめとするソ連軍進攻地域での文書廃棄は特殊事例であったと考えるべきである。

また、公文書の作成・保管・廃棄はすべて官吏が行っていたのであり、彼等が重要と見なしていた文書と後世の研

究者が重要と見なしている文書とは全く異なるものであり、公文書は半永久的に蓄積され続けるのではなく、ある時点で廃棄されるといった性格を持つているということを理解しておかなければならない。すなわち官吏たちにとつては当然のことながら文書はあくまでも現用文書なのであつて、歴史史料なのではない。従つて必要な文書は法令・規則といった行政を遂行するうえで依拠しなければならぬもの、土地や水利といった権利の移転関係など直接住民生活に関係するもの、人事記録といった彼等自身の昇進・恩給に必要なものが最も重要な文書なのである。そして、ある物事や法令が決定した以上はその決定したもののみが必要なのであつてこれらは永久保存の対象となつた。しかし、それが決定に至る過程で生成した文書、例えば会議録や意見書・調査報告書などの類は不要なものでしかなく、ある一定の年限を過ぎれば自動的に廃棄処分されるものであつたのである。ゆえに、歴史研究者が重要と考へている政策決定過程に関する文書はそもそも官庁の文書管理上不要な部類に属するものが多かつたと考へられ、敗戦とは無関係に廃棄されるものであつた可能性が高いのである。<sup>41</sup>

また、植民地についていえば、文書そのものの構造解明と同時に、行政機関としての性格も把握する必要がある。それは、一つの植民地行政機関内ですべての政策が決定されているのではなく、あくまでも植民地行政機関は一つの行政機関であり、政策の決定過程には複数の機関が介在しているということを忘れてはならない。

具体的には、植民地行政機関は東京との連絡機関として東京事務所（台湾総督府および南洋庁は東京出張所）を置いており、政府機関や帝国議会との連絡に当たらせていた。また、植民地長官は内閣の閣僚ではないため、拓務省（それ以前は拓殖務省・拓殖局・内閣拓殖局・拓殖事務局、拓務省設置前の一時期および拓務省廃止後は内務省）が植民地行政の責任官庁として内閣に参画していた。このようなことから、植民地関係の公文書は、少なくとも現地行政機関・東京事務所・植民地中央統轄機関の三機関の文書から成り立っているとつた特徴を持っており、これらを

一体として捉えたうえで、さらには内閣や帝国議会の文書を繋ぎ合わさなければ具体的な政策の決定過程はわからないのである。<sup>(42)</sup>

よって、一つの機関に重要な文書が無いからといって、「残存文書の分量から推して、敗戦直前時に比して相当数の文書が紛失した、また総督府が焼却する必要があった秘密資料は相当部分消失した、と推定される。後者の理由によつてか、全体として総督府の基本政策に関わるもの、とくにその政策決定過程を知りうるものは少ないように思われる。敗戦時の総督府による焼却・処分がその最大の原因ではないかと推測される」といつた結論を単純に導き出すべきではなく、残された文書の構造と国内諸機関との関連性を分析するなかで植民地行政機関における公文書の特徴を明らかにすることが先決なのである。

さらに、政策決定過程を窺える史料は必ず公的機関にあつたと考えることも注意が必要であり、日本の場合について言えば、公文書としてではなく私文書として残されている可能性が高いことを忘れてはならない。

日本の近現代文書の特徴は、公私の境界があいまいなところである。すなわちある官僚がある役職に就いていた時期に生成した文書は、本来は公的な性格を持つものであるにもかかわらず、決裁文書などを除けばほとんど個人の手に残され、本人がその役職を離れる際に後任者に引き継がれるのではなく、私物として本人と共に移動することになる。このようにして本来は公文書であるべきものが私文書として保管され、本人の死後私文書として発見されるケースが極めて多いのである。そして、こうした私文書は、本来の純粹な私文書である日記や書簡と本来は公文書であつたものとで構成され、このなかに歴史研究者が重要と見なしている文書が多く含まれているのである。

例えば、満洲国関係の公文書は前述したようにほとんど失われた。しかし、「石原莞爾文書」や「片倉衷文書」、「美濃部洋次文書」などといった満洲国関係者の文書が国内にかなり存在し、こういった文書を使って満洲国の実体

解明が行われてきた。そして、これらは本来の公文書を多量に含んだ私文書なのである。

また、筆者が調査した「堤康次郎文書」には、堤が拓務政務次官時代の拓務省関係文書が存在し、そのなかには朝鮮総督府などの植民地行政機関によって作成された年次報告書である「帝国議会説明資料」(「答弁資料」・「参考資料」を含む)が大量に残されていた。帝国議会での予算審議などに必要な「帝国議会説明資料」はその年に植民地において何が行われたのかを知るうえで最も重要な史料であり、朝鮮総督府についていえば、朝鮮総督・政務総監・拓務大臣・拓務政務次官・拓務次官などの限られた人物にしか配布されなかった。しかし、このように極めて秘密性が高い史料であるにもかかわらず、個人の私文書となっているのである。<sup>44)</sup>

以上のような日本の近現代文書の特徴を踏まえ、文書群の構造を把握しておかないと、公文書のみを見て重要な文書は敗戦時にすべて廃棄されたといった安易な結論に陥りがちとなり、国内の私文書の発掘を蔑ろとする結果を招きかねない。

ゆえに、近現代史を研究するうえで、複数の機関に分散している公文書と私文書の双方を組み合わせつつ実態を解明してゆくべきであり、一つの機関に所蔵されている文書のみで全てを明らかにすることは不可能であるということとを常に自覚していかなければならないのである。

## 注

(1) 一九四七年一月九日の極東国際軍事裁判にて検察側より

提出された第一復員局文書課長美山要蔵(敗戦前は陸軍省高級副官)の証明書(「極東国際軍事裁判速記録 第四百四十八号」)、「極東国際軍事裁判速記録 第一〇巻」

雄松堂書店、一九六八年)。また、この指令は在京部隊に対しては電話、その他は電報によって伝達し、電報および原稿は焼却された。陸海軍における文書焼却については、原剛「陸海軍文書の焼却と残存」(「日本歴史」第五九八号、一九九八年三月)で紹介されているが、文

書の焼却指令に関しては関係者の証言と焼却指令の写し  
がわずかに残存するのみであり、焼却指令の現物は確認  
されていないとのことである。さらに、ここで紹介され  
た第一六方面軍司令部が八月一六日に隸下部隊へ発した  
電報写しでは、焼却対象は「陸軍秘密書類其ノ他重要ト  
認ムル書類（原簿共）」であり、独立混成第一二五旅団  
の焼却命令写しでは「機秘密書類其ノ他重要ト認ムル書  
類（原簿共）」となっており、機密文書が具体的には何  
を指しているのか不明である。なお、陸海軍各部隊にま  
で至る文書焼却は完全に実行されていたわけではない。  
筆者の調査した範囲では、例えば小倉歩兵第一四連隊で  
は連隊長の判断によって多くの文書が焼却を免れ、現在  
陸上自衛隊小倉駐屯地内の資料館に所蔵されている。

(2) 前掲「極東国際軍事裁判速記録 第四百十八号」。

(3) 地方役場における兵事関係文書の焼却に関しては、黒田  
俊雄編「村と戦争・兵事係の証言」（桂書房、一九八八  
年）に詳しい。この本で取り上げられた富山県東砺波郡  
庄下村（当時・現在は砺波市内）での事例では、八月一  
八日に出町警察署から村役場の兵事主任に対して、富山  
連隊区司令官から在郷軍人名簿を含む召集徴発事務関係  
書類を一九日までに完全焼却すべしとの命令が電話で伝

えられた。また、二七日には同じように海軍から海軍召  
集準備書類の焼却命令が伝えられた。このように陸海軍  
からの焼却命令の対象となった文書は召集関係書類のみ  
であり、個人の軍歴や徴兵事務関係、戦死者関係などの  
書類は対象外であった。しかし、地方の末端ではこうし  
た選別を行う時間的な余裕もなかったことから兵事  
関係すべてが焼却された例が多かったとも推測される。  
ただし、この際に注意しなければならないことは、戦後  
に全国各地で行われた町村合併によって旧役場文書が廃  
棄された事例が多いということである。すなわち、兵事  
関係文書が残存していなかったとしてもそれは、敗戦時  
の焼却の他に戦後の町村合併によって他の行政文書とと  
もに廃棄された可能性も否定できないということである。  
ゆえに、兵事関係文書が失われた理由を短絡的に敗戦時  
の焼却に結びつけることは要注意であり、廃棄に関して  
はより綿密な考察を行つたうえで廃棄がいつなされたの  
かを確定する必要がある。なお、地方の兵事関係文書は  
完全ではないが以外と残されている事例が多い。例えば  
筆者が調査に関わつた愛知県知多市佐布里区有文書には、  
明治から昭和にかけての兵事関係文書二九冊（兵事関係  
の表題が付せられたもののみ。文書の多くは明治期）が



残されていた(これらのなかで日清戦争に関係するものについては、「近代日本の形成と日清戦争―戦争の社会史」(檜山幸夫編著、雄山閣出版、二〇〇一年)において紹介されている)。このように地方においては兵事関係文書が実際に考えられている以上に残存していると考られ、今後の調査研究次第では多くの兵事関係文書が発掘される可能性も高い。

- (4) 近代公文書における保存と廃棄について、行政サイドの価値意識を考察する重要性を指摘したものととしては、津田秀夫「近代公文書学への模索」および同「近代公文書学成立の基礎条件―ある廃棄文書の性格について―」(共に「史料保存と歴史学」、三省堂、一九九二年所収)が挙げられる。ただし、ここでは重要性の指摘に止まっており、具体的な方法論にまで踏み込んではいない。

- (5) 満洲国関係の文書に関しては、井村哲郎「満洲国関係資料解題」(山本有造編「満洲国」の研究)緑陰書房、一九九五年)が最も密度の濃い史料紹介となっており、同「一九四〇年代の中国東北関係資料」(井村哲郎編「一九四〇年代の東アジア…文献解題」アジア経済研究所、一九九七年)では満洲国内の文書廃棄も含めた内容を紹介している。また、台湾総督府文書に関しては、檜

山幸夫「台湾総督府文書の保存状況と将来的課題」(「地方史研究」第二四五号、一九九三年一〇月)において台湾総督府文章の簡単な紹介と、同「台湾総督府文書と目録編纂について」(「台湾総督府文書目録 第一巻」ゆまに書房、一九九三年)および「台湾植民地統治関係史料―台湾総督府文書を中心に―」(同「一九四〇年代の東アジア」)において詳細な解説および中華民国への移管経緯が明らかにされている。なお、檜山論文では、総督府文書と日本側諸機関の公文書・私文書を複合した実証的研究の重要性を指摘しており、本論執筆の上で多くの示唆を受けた。また、朝鮮総督府文書に関しては、海野福寿「朝鮮総督府関係資料を発掘する」(「図書館雑誌」第九〇巻第八号、一九九六年八月)で総督府文書が紹介され、村上勝彦「韓国所在の朝鮮総督府文書」(同「一九四〇年代の東アジア」)では後述する金論文を基に詳細な内容と文書を保管している政府記録保存所(現在は政府記録保存庁)への移管経緯、文書の管理方法などにも触れている。樺太庁文書に関しては、柳下み咲「門戸開放2年目のサハリンを旅して―図書館と文書館を見学する」(「びぶろす」第四三巻第五号、一九九二年五月)、および佐藤京子「サハリン州の文書館」(「北海道立文書

館研究紀要」第八号、一九九三年三月）において国立サ  
 ハリン州公文書館が所蔵する日本関係文書の紹介がなさ  
 れ、小田島和平・矢野牧夫「サハリン国立文書館におけ  
 る日本文献所蔵調査」〔「北の歴史・文化交流研究事業」  
 中間報告 一九九一年度』（北海道開拓記念館、一九九  
 二年）ではそのうち豊原警察署関係文書の目録が紹介さ  
 れている。この他、高橋益代「旧外地」行政文書につ  
 いての調査報告」（「記録と資料」第七号、一九九六年一  
 ○月）では朝鮮・台湾など旧植民地関係文書についての  
 幅広い内容紹介を行っている。また、中国東北に現存す  
 る史料などについては、毎年「近代東北アジア地域史  
 研究会ニューズレター」誌上で多くの史料情報が寄稿さ  
 れている。

一方、台湾では王世慶「介紹日據時期台湾總督府檔案」  
 〔「台湾文獻」第一七卷第四期、一九六六年十二月）、韓  
 国では金才淳（金才淳）「日治朝鮮の行政文書」〔「日  
 治朝鮮の行政文書」〕（朝鮮總督府公  
 文書管理制度と総務処政府記録保存所日帝文書）〔「日  
 帝と歴史」（歴史と現実）第九号、一九九三年六月）が  
 現存する總督府文書を解説したものととして代表的なもの  
 である。

また、台湾總督府文書については、中京大学社会科学  
 研究所編「台湾總督府文書目録」第一巻（ゆまに書房、  
 一九九三年）が現在も刊行中であり、朝鮮總督府文書  
 に関しては「政府記録保存文書目録」（日本統治時代で  
 は総括目録二冊、索引目録が八冊）が刊行されている。  
 〔6〕 檜山の研究は前掲論文の他に、最近では「台湾總督府文  
 書の世界」（二〇〇一年八月）台湾省文獻委員會で開催  
 された「第三回台湾總督府公文類纂學術檢討會」での報  
 告）において、台湾總督府文書の上に依拠する研究の危  
 うさと、日本の各機関に所蔵される台湾總督府関係の公  
 文書と私文書を活用する重要性を指摘している。

〔7〕 「昭和二〇年八月一四日東郷大臣発電信 三ヶ国宣言受  
 諾に関する在外現地機関に対する訓令（別電）」（外交記  
 録「ポツダム宣言受諾関係一件 善後措置および各地状  
 況関係（一般及雜件）」）。なお、この時期の内地・朝  
 鮮・台湾・樺太を除いた大東亜地域に関する純外交を除  
 いた政務一般（日系企業の保護・在留邦人に関する事  
 務・外交官および領事官に対する指揮監督など）は大東  
 亜省の管轄であり、八月二六日に大東亜省が廃止された  
 後は外務省がその業務を引き継いだ。

〔8〕 「昭和二〇年八月三〇日谷大使発重光外務大臣宛電信

重慶側ヨリノ接收ニ関スル備忘録通告ノ件」(外交記録「ポツダム宣言受諾関係一件 在外公館(領警を含む)の閉鎖接收及財産文書の処理引渡並在本邦中立国代表との接触停止関係(第二卷)」)

(9) 「昭和二〇年九月八日谷大使発重光外務大臣宛電信 警察機構引揚ニ関スル件」(同右)。

(10) 本論では北平総領事館を一例として扱ったが、在外公館文書の連合国側による接收は中立国を含めて世界各地で行われた。敗戦後の世界各地で行われた連合国による在外公館文書の接收については別稿をもって明らかにしたいと考えている。なお、ヨーロッパにあった日本大使館が戦前に所蔵していた文書については、「平成7/8年度科学研究費補助金(国際学術研究)」「在英日本史料の所在と現状に関する調査」研究報告書(「研究代表者森安彦、一九九七年三月)、および渡辺浩一「在英日本史料の所在状況」(「史料館研究紀要」第二九号、一九九八年二月)においてケンブリッジ大学図書館とオックスフォード・ボドリアン図書館が所蔵している駐英日本大使館旧蔵史料とタールム大学図書館が所蔵する駐独日本大使館旧蔵史料についての紹介があるが、大使館員の日記の以外の文書は明治初期のものに限定されている。また、

Public Record Officeには開戦直後の東南アジアにおいてイギリスが行った在外公館文書、および敗戦時の文書接收(主に在欧公館)に関する記録が存在する。文書のリストについては、「平成9-11年度科学研究費補助金基盤研究(A)(2)」「在欧日本史料の所在と現状に関する調査」研究報告書(「研究代表者高木俊輔、二〇〇〇年三月、一七二-一七七頁)、および「平成11-12年度科学研究費補助金 基盤研究(A)(2)第二次世界大戦期アジアにおける文書記録史料の略奪・廃棄・流出等に関する調査」(「研究代表者安藤正人、二〇〇一年三月、二一-二五頁)に詳しい。ただし、文書の内容は何が接收されたのかといった具体的な中身に関するものではなく、接收に関する指令または報告などが大半であり、詳細な接收文書目録ではない。なお、PRR所蔵の接收関係文書については史料提供を含めて、国文学研究資料館史料館の安藤正人教授から多くの御教示を得た。

(11) 「昭和二十一年八月十六日 在北平日本総領事館文書関係接收報告書 在北平総領事華山親義」(前掲「ポツダム宣言受諾関係一件 在外公館(領警を含む)の閉鎖接收及財産文書の処理引渡並在本邦中立国代表との接触停止関係(第二卷)」)。

(12) ここでカウントしたものは大項目のみ。目録には大項目

の他に別冊名が付けられたものも多くあるが、これは大項目のサブタイトルなのか独立した簿冊なのか不明確であり、また一つの大項目に複数の別冊が付けられている場合は一つの別冊タイトルで一簿冊かどうか不明なため件名としてカウントしなかった。また、簿冊数は件名数よりもかなり多くなると思われるが、これも目録記載の書式が統一されていないため正確な数は特定できなかった。

(13) 「一九四六年六月二五日付終戦連絡中央事務局よりGHQ総司令部宛電信 (CLONo.3116 (RG))」(同右)。本文および目録は英文。

(14) 同右。ATISの活動と日本における文書接收については、井村哲郎「GHQによる日本の接收資料とその後」および「GHQによる日本の接收資料とその後—2—」(ともに同編「米国議会図書館所蔵 戦前期アジア関係日本語逐次刊行物目録」アジア経済研究所、一九九五年所収) 参照。

(15) 「四月二四日発登録団参謀長より次官宛電信(登参電第八〇〇号)」(同右)。

(16) 「思いはせる「最後の大使」」(「読売新聞」二〇〇一年一

二月六日)。

(17) 吉林省档案馆が所蔵する関東憲兵隊文書は三六九六巻とされている。この他に戦後掘り出された焼却文書があり、その一部については、小林英夫・加藤聖文「欺かれた『王道楽土』—関東憲兵隊検閲史料が語るもの—」(「世界」第六八三〜六八五号、二〇〇一年一〜三月)において詳しく紹介した。この他、大連市档案馆にも大連市内の警察署が敗戦時に焼却したが戦後同じように掘り出された「紙灰档案」が所蔵されている。この文書は筆者が見た範囲ではほとんど炭化していたが、档案馆ではそれを一枚一枚丁寧に剥がし、記載されている内容を原稿に筆写していた。また、遼寧省档案馆でも奉天市内の警察署が焼却したものが戦後に掘り出された文書を所蔵している(遼寧省档案馆編「遼寧省档案馆指南」中国档案出版社、一九九四年、一四二頁)。さらに、延辺市档案馆でも焼却された満洲国時代の地方行政文書が若干所蔵されているとのことであり(延辺市档案馆の満洲国関係文書については、日本学術振興会特別研究員田中隆一氏の御教示による)、地方档案馆レベルでは以外と満洲国関係の文書が所蔵されている可能性も否定できない。

(18) 「報告書 満大 佐久間書記生 在満大使館・哈爾濱総

領事館文書焼却処分二関スル件」(同右)。

(19) 同右。

(20) 同右。なお、敗戦時には新京と哈爾濱に総領事館、牡丹江・黒河・満洲里に領事館があった。

(21) 草地貞吾「関東軍終戦始末(三)」(防衛研究所図書館蔵)。

(22) 傅雨「毀灰侵華罪証—日本侵略者銷毀檔案」(「蘭台内外」総第九〇期、一九九五年三月)、および前掲「1940年代の中国東北関係資料」六四〜六五頁。ただし、満洲国関係の文書のうち若干の文書が吉林省檔案館に所蔵されている。その内訳は、經濟部八〇巻、産業部一五巻、興農部二〇巻、國務院建築局八四三巻であり、その他吉林省公署の文書が以外と多く残されている。また、三井物産哈爾濱支店が五〇巻、満洲礦山株式会社七〇巻、満洲電業株式会社三五〇〇巻あり、満洲中央銀行に至っては五〇〇〇巻所蔵されている(吉林省檔案館編「吉林省檔案館指南」中国檔案出版社、一九九六年、一一〇、一四二頁)。

(23) 遼寧省檔案科学技術研究所編「遼寧檔案通覽」(檔案出版社、一九八八年)二二頁。文書の内訳は、警察官の任免や戸口調査などの警察関係、対ソ情報、抗日地下放火団に対する起訴判決書、満鉄調査部収集の各種情報、大

連仏教会などの各種書類などである。なお、これらの文書は原則的に非公開である。

(24) 小嶋正吉「実録・樺太の終戦秘史」(御園書房、一九八七年、四八頁)。

(25) 佐藤前掲論文。

(26) 台湾文献館が所蔵する総督府文書は、本来一万五九五〇冊であったが、二〇〇〇年一月に未編綴であった昭和期の永久保存および十五年保存文書二九〇四冊と「難以弁識の檔案」のうちの一冊を合綴したため、一万三二四七冊となった。また、文献委員会ではこの他、台湾総督府専売局文書が一万二五〇八冊、台湾拓殖株式会社文書が二八七一冊所蔵されている。

(27) 檜山前掲論文「台湾植民地統治関係史料」(四五〜四八頁)。

(28) 「台湾総督府事務成績提要 第二十七編」一〇四頁。なお、「台湾総督府事務成績提要」は、影印復刻版として「中国方志叢書・台湾地区・第一九二号」(全九五巻、成文出版社・台北、一九八五年)に収録されており、本稿ではこの影印版を利用した。

(29) 同右「台湾総督府事務成績提要 第二十六編」一三三頁。

(30) 総督府文書における門類の変遷については、王前掲論文

参照。なお、永久保存文書の門類は台湾領有直後の明治二八年九月に始まり、翌年九月に第一次、明治三二年に第二次、明治三八年に第三次、明治四二年一月に第四次、大正八年七月に第五次、大正九年七月に第六次、大正一三年一月に第七次、大正一四年に第八次、昭和一五年に第九次、昭和一七年に第一〇次、昭和一九年に第一一次の改正が行われた。ちなみに第七次改正では、第一門

(秘書)・第二門(文書及統計)・第三門(警察)・第四門(外事)・第五門(地方)・第六門(司法)・第七門(教育)・第八門(財務)・第九門(通信)・第十門(殖産)・第十一門(土木)・第十二門(訴訟)となっており、第八次改正では、第一門(人事)・第二門(文書及調査)・第三門(警察)・第四門(外事)・第五門(内務)・第六門(司法)・第七門(文教)・第八門(財務)・第九門(殖産)・第十門(會計)・第十一門(訴訟)・第十二門(米穀)と改正された。

(31) 公文書の発生から保存に至る流れのなかで原議文書の重要性を指摘したものとしては、中野目徹「公文録と太政類典」(日本近代思想体系別巻 近代史料解説・総目次・索引)岩波書店、一九九二年)が挙げられる。また、中野目による公文書を対象とする近現代史料論において

は「原議の形態からその文書の処理過程を再現するための方法を確立することが第一の課題」との指摘は重要である。

(32) 総督府各部局保管文書の廃棄については、檜山前掲論文「台湾植民地統治関係史料」(五一―五三頁)掲載の中華民国による文書廃棄についての関係者の聞き取り調査を参照。

(33) 文書の取扱等に関する規程は明治から昭和にかけて何度か制定・改定が行われたが、永久・十五年・五年・一年の保存期限とそれぞれに対応する基準に大きな変化は見られない。ちなみに昭和二年七月訓令第三七号「台湾総督府文書取扱規程」では左記のように定められている(台湾総督府警務局編「台湾総督府警察沿革誌 警務事績編」南天書局復刻版、一九九五年、一六四頁)。

第十四条 保存期間ヲ定ムルハ左ノ規定ニ依ル

一 法律命令ノ制定、改廃、非常特殊ノ処分、其ノ他例規ノ基トナルヘキ文書職員ノ進退及歴史ノ徵考トナルヘキ文書又ハ重大ナル工事ニ関スル文書等ハ永久保存スルモノトス但シ府令訓令等ニシテ永久保存ノ必要ナキモノハ相当ノ保存期間ヲ定ムルコトヲ得

二 法律、命令ノ執行ニ関シ例証ヲ挙クル内訓、指令、

通牒又ハ回答シタル文書及諸達、稟議、報告ノ類ニシテ六七年間参照ノ必要アリト認ムル文書ハ十五年間保存スルモノトス

三 経費其ノ他金錢ノ出納ニ関シ決算報告ヲ了シタルモノ及処分済上申報告諸願届ノ類ニシテ両三年間参照ノ必要アリト認ムル文書並出勤簿ハ五年間保存スルモノトス

四 原簿台帳ニ登録ヲ了シタル諸申牒、報告及官吏ノ身分ニ関スル諸願届請書又ハ製表ノ材料、効力消滅ニ帰シタル免許若ハ期約或ハ一時ノ処分ヲ了シタル上申、往復、照会ノ類ハ一年間保存スルモノトス

第十五条 一時ノ処分ヲ了シタル文書ニシテ将来参照ノ必要ナシト認ムルモノハ文書課長ニ於テ主務課、署局長ニ合議シ民政長官ノ決裁ヲ経テ即時廃棄スルコトヲ得

なお、台湾総督府の文書管理制度については、水野保「明治三二年を中心にした台湾総督府の文書管理制度―檢索利用上の視点をまじえて―」（前掲「台湾総督府文書目録 第四卷」ゆまに書房、一九九八年所収）において内務省・東京府と比較しつつ詳しく論じられている。

(34) 「一九四六年四月三〇日付台湾総督府残務整理事務所長

須田一二三より外務省管理局長宛公信」(外交記録「ボツダム宣言受諾関係一件 在外公館(領警を含む)の閉鎖接收及財産文書の処理引渡並在本邦中立国代表との接触停止関係(在本邦外国公館の閉鎖を含む) 第一卷)。

(35) 「一九四六年八月一三日付台湾総督府残務整理事務所長須田一二三より終戦連絡中央事務局次長白洲次郎宛 元台湾総督府関係文書ニ関スル件」(同右)。なお、ATI Sへは第二復員省宛ての海軍文書も送られていたが、ほとんどが兵籍名簿類であった。

(36) 樺太庁においてもソ連侵攻後に樺太庁官吏の人事関係書類を北海道へ移送することが決定されていた。特に、履歴書・恩給関係書類は特使によって携行させることとなっていた(前掲「実録・樺太の終戦秘史」四八頁)。こうした事実は官僚機構における公文書のうちで何が一番重要と見なされていたのかを端的に現しているといえよう。

(37) 金前掲論文、三六〇〜三六一頁。朝鮮総督府文書の現物は釜山支所に保管され、大田の政府記録保存庁においてマイクロフィルムで閲覧することになっている。なお、金論文の提供および朝鮮総督府文書に関する情報については、早稲田大学大学院宮本正明氏の御協力を得た。

(38) 森田芳夫「朝鮮終戦の記録―米ソ両軍の進駐と日本人の引揚」巖南堂、一九六四年、七五頁。

(39) 村上前掲論文、一九〇二二頁。

(40) 金前掲論文、三五八頁。

(41) 政策決定過程を伺うことの出来る文書群としては、外務省記録が挙げられる。外務省記録のような形態を基準に考えると政策決定過程を窺うことの出来る文書が他の文書群にもあるはずだと考えがちであるが、これはむしろ外務省記録が例外であると考えるべきであろう。なお、このような外務省記録の特徴については、小池聖一「外務省文書・外務省記録の生成過程―外務省文書の文書学的一試論」(『日本歴史』第五八四号、一九九七年一月)において詳述されている。また、小池による「近代公文書を取りまく研究は、近代公文書が行政・官僚制の成立とともに発生し、固有の体系性を有する点を考慮してこなかった」との批判は、近代の日本官僚制における公文書の構造を説明するうえで重要な指摘である。

(42) 東京事務所文書に関しては、現在のところ樺太庁東京事務所文書が北海道立文書館に所蔵されている。樺太庁の例から見ると東京事務所の文書の多くは帝国議会用の予算関係が中心であったと考えられる。なお、その他の東

京事務所文書については、ほとんど明らかになっていない(台湾総督府の東京出張所は戦災で焼失)。ただし、戦後に旧外地関係は外務省の管轄となり、残務整理事務所(東京事務所を戦後に改称したもの)の閉鎖後に関係書類が外務省に引き継がれたことと、樺太庁の文書が外務省アジア局第五課外地整理室(現在はアジア大洋州局地域政策課外地整理室)から引き渡されたものであることから、現在は外務省本省から外交史料館に保管されていると考えられる。また、拓務省文書については、一九四二年の拓務省廃止後にその業務は内務省と大東亜省へ、戦後に外務省へ引き継がれたことから考えられる。これらもまた外務省に引き継がれたと推測される。なお、最近外交史料館で公開された外務省研修所に保管されていた文書には、大東亜省や拓務省、東京事務所などの旧外地関係文書が多く含まれているが、このうちの拓務省文書を例にとると、文書の形態は台湾総督府文書と同じ原議文書が大半を占める。

(43) 村上前掲論文、二七頁。

(44) 堤康次郎文書に含まれていた拓務省文書については、拙稿「植民地研究と拓務省文書―堤康次郎関係文書の紹介―」(『日本植民地研究』第二号、二〇〇〇年七月)参



照。なお、「帝国議会説明資料」については、国立国会図書館憲政資料室の「大野緑一郎関係文書」、および学習院大学東洋文化研究所の「中央日韓協会所蔵資料」に朝鮮総督府関係が多く残されているがこれも私文書のなかに混在したものであり、国内の公的機関で現在判明している限りでは国立公文書館に第五一回帝国議会説明資料として朝鮮総督府五冊と関東庁一冊があるのみである。一方、韓国には国立中央図書館と政府記録保存庁所蔵の朝鮮総督府文書にいくつかが残されているが完全ではなく、昭和の一時期に限られている。なお、朝鮮総督府の「帝国議会説明資料」については、現在国内外で判明している分のみ不二出版から「朝鮮総督府帝国議会説明資料」(全一七巻)として影印復刻版が出されており、解説的なものとしては、大西裕「朝鮮総督府」「帝国議会説明資料」(前掲「1940年代の東アジア」)がある。

